〇平成22年度 財政健全化比率

(単位:%)

| 比率 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | | |
|---------|--------|----------|---------|--------|--|--|
| | _ | - | 12.2 | 28.8 | | |
| 早期健全化基準 | 12.88 | 17.88 | 25.00 | 350.00 | | |
| 財政再建基準 | 20.00 | 35.00 | 35.00 | _ | | |

※曽於市においては、実質赤字比率と連結実質赤字比率がないため、「一」と記載しました。

※健全化の状況を判断するため、早期健全化基準と財政再建基準を掲載しました。

〇平成22年度 資金不足比率

(単位:%)

| 会計名 | 資金不足比率 | | | | |
|--------------------------|--------|--|--|--|--|
| 水道事業会計 | I | | | | |
| 公共下水道事業特別会計 | - | | | | |
| 生活排水処理事業特別会計 | - | | | | |
| ※資金不足比率がないため、「一」と記載しました。 | | | | | |

※経営健全化基準(経営健全化計画の策定義務が生じる)は20%です。

平成 22 年度決算に基づき算定された曽於市の健全化判断比率及び資金不足比率は、上表のとおり、すべて基準を下回りました。 ただし、曽於市の財政が厳しい状況であることには変わりなく、これからも行財政改革を徹底して行ってまいります。

【参考】

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率(以下、「健全化判断比率」、公営企業については「資金不足比率」という)の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるととともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

この健全化判断比率により、自治体財政の状況は次の3つに区分され、早期健全化基準を超えると財政再生計画の策定などを求められることになります。

〇財政が比較的健全な自治体

〇早期の財政健全化が必要な自治体

〇財政の再生が必要な自治体

また、資金不足比率により、公営企業(本市においては、水道事業、公共下水道事業,生活排水処理事業の3事業)の経営状況 は次の2つに区分され、経営健全化基準を超えると経営健全化計画の策定などを求められることになります。

〇経営が比較的健全な公営企業

〇早期の経営健全化が必要な公営企業

2. 健全化判断比率等の概要

健全化判断比率による区分は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標によって決定され、いずれかひとつでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれかひとつでも財政再生基準以上になると財政再生団体となります。

また、資金不足比率については、公営企業ごとにそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えると経営健全化団体となります。

| 一般会計と公営事業以外の特別会計(以下、「一般会計等」という)を対象とした実質赤 | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 字額を標準財政規模で除して算定され、 <u>曽於市の一般会計の赤字額が市の標準的な年間</u> | | | | |
| 収入(市税に交付税・譲与税等を加えた額)の何%であるかを表したものです。 | | | | |
| 一般会計等の実質赤字に公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結実 | | | | |
| 質赤字額を標準財政規模で除して算定され、 曽於市全ての会計の赤字額及び資金不足額 | | | | |
| が市の標準的な年間収入の何%であるかを表したものです。 | | | | |
| 一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ずる準元利償還金を標準財政規模で | | | | |
| 除して算定され、 市債等の返済額が曽於市の標準的な年間収入の何%であるかを3ヵ年平 | | | | |
| 均で表したものです。 | | | | |
| 地方債残高、PFI 事業に基づく建設事業費・土地購入費等の支払確定額、退職手当支給 | | | | |
| 予定額のうち一般会計等の負担見込額、公社及び損失補償している第三セクター等の負債 | | | | |
| のうち一般会計等の負担見込額などの将来負担額から、将来負担軽減効果のある基金等 | | | | |
| を控除し、標準財政規模で除して算定され、 <mark>曽於市が将来負担する見込の額が、曽於市の</mark> | | | | |
| 標準的な年間収入の何年分に相当するかを表したものです。 | | | | |
| 公営企業会計ごとの資金不足額をそれぞれの事業規模で除して算定され、 <mark>曽於市の経</mark> | | | | |
| 営する公営企業の資金不足額が、それぞれの年間料金収入の何年分に相当するかを表し | | | | |
| <u>たものです。</u> | | | | |
| | | | | |

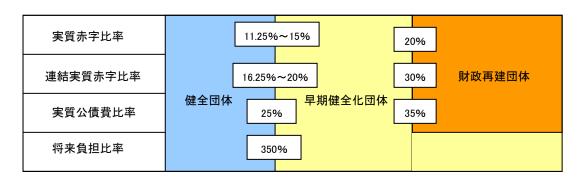
3. 財政指標の対象会計範囲のイメージ

| 地 | | 一般会計等 | 一般会計 | | _ | | | | |] | _ |] | |
|----|--------------|--------|----------------|-----------------|------|----------------|---|--------|--------|-------|----------|---------|----|
| 方 | | | 国民健康保険特別会計 | | | 質+ | | 連 | | | | | |
| 公 | 介護保険特別会 | | 介護保険特別会 | 計 | | 亦字 | | 結実 | | | | | |
| 共 | | 公営事業会計 | 後期高齢者医療 | 特別会計 | | 実質赤字比率 | | 連結実質赤字 | | | | | |
| 可 | | | 老人保健特別会計 | | 7 |) | 7 | 字山 | | 実 | | | |
| 体 | | | | 公共下水道事業特別会計 | | | | 比率 | | 質公 | | | 資 |
| | 公営企業会計 | 法非適用企業 | 生活排水処理事業特別会計 | | | | | | 質公債費比率 | | 将来負担比率 | 資金不足比率 | |
| | | | 法適用企業 | 水道事業会計 | | | _ | | 7 | 比索 | | 担 | 上上 |
| | | | | 大隅曽於地区消防組合 | | | | | | 7 | | 比率 | |
| | | | | 曽於地区介護保険組合 | | | | | | | | ¯ | |
| 一剖 | 一部事務組合・広域連合 | | | 鹿児島県市町村総合事務組合 | | | | | | | | | |
| - | | | | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 | | | | | | | | | |
| | | | | 曽於北部衛生処理組合 | | | | | _ | \ | <u> </u> | | |
| 地方 | 地方公社・第三セクター等 | | · 等 | 曽於市土地開発公社 | | | | | | | _ |] | |

4. 判断の基準

各指標の基準は次のようになります。

いずれかの早期健全化基準を超えると「<mark>早期健全化団体」</mark>となります。それより悪い財政再生基準を超えると、従来の財政再建 団体にあたる「財政再生団体」となります。



※1:市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なります。

※2:連結実質赤字比率の財政再生基準は、導入期の3年間のみ5~10%引き上げられます。

※3: 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

また、公営企業会計についてはこのようになります。 経営健全化基準を超えた公営企業会計については、経営健全化計画の 策定が必要となります。



5. 早期健全化(イエローカード)になると

財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

6. 財政の再生(レッドカード)になると

財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債が 出来なくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

7. 計画の実施状況

計画の実施状況は毎年9月30日までに公表されます。取り組みが不十分な場合は、健全化段階では国または県が、地方公 共団体に対し必要な勧告を行うこととなります。財政再生段階においては国が、地方公共団体に対し予算や計画の変更などの 措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

8. 議会や監査委員との関係

財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要になります。

- 1. 各指標の数値は、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表しなければなりません。
- 2. 早期健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会が議決し、住民に公表されます。 また、その実施状況を毎年議会に報告し、公表しなければなりません。